

## 【改正後】

定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### (1) イを算定している場合

<input type="checkbox"/> <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>
<input type="checkbox"/> <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>
<input type="checkbox"/> <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

(削る)

(削る)

### (2) ロを算定している場合

<input type="checkbox"/> <u>サービス提供体制強化加算(III)イ</u>	<u>48単位</u>
<input type="checkbox"/> <u>サービス提供体制強化加算(III)ロ</u>	<u>24単位</u>

## ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ホ (略)

## 3 認知症対応型通所介護費

### イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

## 【改正前】

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### (1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(新設)

(新設)

(新設)

### (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

### (3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

### (4) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位

(新設)

(新設)

## ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

## 3 認知症対応型通所介護費

### イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>542</u> 単位	a 要介護 1	<u>540</u> 単位
b 要介護 2	<u>596</u> 単位	b 要介護 2	<u>594</u> 単位
c 要介護 3	<u>652</u> 単位	c 要介護 3	<u>650</u> 単位
d 要介護 4	<u>707</u> 単位	d 要介護 4	<u>705</u> 単位
e 要介護 5	<u>761</u> 単位	e 要介護 5	<u>759</u> 単位
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>568</u> 単位	a 要介護 1	<u>566</u> 単位
b 要介護 2	<u>625</u> 単位	b 要介護 2	<u>623</u> 単位
c 要介護 3	<u>683</u> 単位	c 要介護 3	<u>681</u> 単位
d 要介護 4	<u>740</u> 単位	d 要介護 4	<u>738</u> 単位
e 要介護 5	<u>797</u> 単位	e 要介護 5	<u>795</u> 単位
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>856</u> 単位	a 要介護 1	<u>853</u> 単位
b 要介護 2	<u>948</u> 単位	b 要介護 2	<u>945</u> 単位
c 要介護 3	<u>1,038</u> 単位	c 要介護 3	<u>1,035</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,130</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,127</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,223</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,219</u> 単位
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>878</u> 単位	a 要介護 1	<u>875</u> 単位
b 要介護 2	<u>972</u> 単位	b 要介護 2	<u>969</u> 単位
c 要介護 3	<u>1,064</u> 単位	c 要介護 3	<u>1,061</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,159</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,156</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,254</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,250</u> 単位
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>992</u> 単位	a 要介護 1	<u>989</u> 単位
b 要介護 2	<u>1,100</u> 単位	b 要介護 2	<u>1,097</u> 単位
c 要介護 3	<u>1,208</u> 単位	c 要介護 3	<u>1,204</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,316</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,312</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,424</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,420</u> 単位
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	

a 要介護 1	<u>1,024</u> 単位	a 要介護 1	<u>1,021</u> 単位
b 要介護 2	<u>1,135</u> 単位	b 要介護 2	<u>1,132</u> 単位
c 要介護 3	<u>1,246</u> 単位	c 要介護 3	<u>1,242</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,359</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,355</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,469</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,465</u> 単位
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
① 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		① 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>490</u> 単位	a 要介護 1	<u>489</u> 単位
b 要介護 2	<u>540</u> 単位	b 要介護 2	<u>538</u> 単位
c 要介護 3	<u>588</u> 単位	c 要介護 3	<u>586</u> 単位
d 要介護 4	<u>638</u> 単位	d 要介護 4	<u>636</u> 単位
e 要介護 5	<u>687</u> 単位	e 要介護 5	<u>685</u> 単位
② 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		② 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>514</u> 単位	a 要介護 1	<u>512</u> 単位
b 要介護 2	<u>565</u> 単位	b 要介護 2	<u>563</u> 単位
c 要介護 3	<u>617</u> 単位	c 要介護 3	<u>615</u> 単位
d 要介護 4	<u>668</u> 単位	d 要介護 4	<u>666</u> 単位
e 要介護 5	<u>719</u> 単位	e 要介護 5	<u>717</u> 単位
③ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		③ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>769</u> 単位	a 要介護 1	<u>767</u> 単位
b 要介護 2	<u>852</u> 単位	b 要介護 2	<u>849</u> 単位
c 要介護 3	<u>934</u> 単位	c 要介護 3	<u>931</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,014</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,011</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,097</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,094</u> 単位
④ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		④ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>788</u> 単位	a 要介護 1	<u>786</u> 単位
b 要介護 2	<u>874</u> 単位	b 要介護 2	<u>871</u> 単位
c 要介護 3	<u>958</u> 単位	c 要介護 3	<u>955</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,040</u> 単位	d 要介護 4	<u>1,037</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,125</u> 単位	e 要介護 5	<u>1,122</u> 単位
⑤ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		⑤ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	

a 要介護 1	<u>892単位</u>	a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>987単位</u>	b 要介護 2	<u>984単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>	c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,181単位</u>	d 要介護 4	<u>1,177単位</u>
e 要介護 5	<u>1,276単位</u>	e 要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>920単位</u>	a 要介護 1	<u>917単位</u>
b 要介護 2	<u>1,018単位</u>	b 要介護 2	<u>1,015単位</u>
c 要介護 3	<u>1,118単位</u>	c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,219単位</u>	d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,318単位</u>	e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
□ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)		□ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>266単位</u>	(一) 要介護 1	<u>265単位</u>
(二) 要介護 2	<u>276単位</u>	(二) 要介護 2	<u>275単位</u>
(三) 要介護 3	<u>285単位</u>	(三) 要介護 3	<u>284単位</u>
(四) 要介護 4	<u>294単位</u>	(四) 要介護 4	<u>293単位</u>
(五) 要介護 5	<u>304単位</u>	(五) 要介護 5	<u>303単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>278単位</u>	(一) 要介護 1	<u>277単位</u>
(二) 要介護 2	<u>289単位</u>	(二) 要介護 2	<u>288単位</u>
(三) 要介護 3	<u>298単位</u>	(三) 要介護 3	<u>297単位</u>
(四) 要介護 4	<u>308単位</u>	(四) 要介護 4	<u>307単位</u>
(五) 要介護 5	<u>318単位</u>	(五) 要介護 5	<u>317単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>444単位</u>	(一) 要介護 1	<u>443単位</u>
(二) 要介護 2	<u>459単位</u>	(二) 要介護 2	<u>458単位</u>
(三) 要介護 3	<u>476単位</u>	(三) 要介護 3	<u>475単位</u>
(四) 要介護 4	<u>492単位</u>	(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>509単位</u>	(五) 要介護 5	<u>507単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	

(一) 要介護 1	<u>456単位</u>	(一) 要介護 1	<u>455単位</u>
(二) 要介護 2	<u>471単位</u>	(二) 要介護 2	<u>470単位</u>
(三) 要介護 3	<u>488単位</u>	(三) 要介護 3	<u>487単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>	(四) 要介護 4	<u>503単位</u>
(五) 要介護 5	<u>521単位</u>	(五) 要介護 5	<u>519単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>522単位</u>	(一) 要介護 1	<u>520単位</u>
(二) 要介護 2	<u>541単位</u>	(二) 要介護 2	<u>539単位</u>
(三) 要介護 3	<u>559単位</u>	(三) 要介護 3	<u>557単位</u>
(四) 要介護 4	<u>577単位</u>	(四) 要介護 4	<u>575単位</u>
(五) 要介護 5	<u>597単位</u>	(五) 要介護 5	<u>595単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>539単位</u>	(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>558単位</u>	(二) 要介護 2	<u>556単位</u>
(三) 要介護 3	<u>577単位</u>	(三) 要介護 3	<u>575単位</u>
(四) 要介護 4	<u>596単位</u>	(四) 要介護 4	<u>594単位</u>
(五) 要介護 5	<u>617単位</u>	(五) 要介護 5	<u>615単位</u>
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられ			

置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）  
の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。  
ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第54条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

た内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

（新設）

3 (略)

（新設）

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

て市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 入浴介助加算(I)  | 40単位 |
| (2) 入浴介助加算(II) | 55単位 |

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 生活機能向上連携加算(I)  | 100単位 |
| (2) 生活機能向上連携加算(II) | 200単位 |

8 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に

て市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

（新設）

（新設）

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

（新設）

（新設）

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に

対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| <u>(1) A D L 維持等加算(I)</u>  | 30単位 |
| <u>(2) A D L 維持等加算(II)</u> | 60単位 |

10 (略)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1

対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(新設)

7 (略)

(新設)

月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注12において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) (略)
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ (略)
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)

20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)

5単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる

して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

△ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

三・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

（新設）

（新設）

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) <u>口腔機能向上加算(I)</u>  | <u>150単位</u> |
| (2) <u>口腔機能向上加算(II)</u> | <u>160単位</u> |

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症

口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

- (2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

16～18 (略)

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>   | <u>22単位</u> |
| (2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>  | <u>18単位</u> |
| (3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u> | <u>6 単位</u> |

#### ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

11～13 (略)

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| (1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u> | <u>18単位</u> |
| (2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u> | <u>12単位</u> |
| (3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> | <u>6 単位</u> |

#### ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
(削る)		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数
ホ (略)		ホ (略)
4 小規模多機能型居宅介護費	4 小規模多機能型居宅介護費	
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	(一) 要介護 1	10,423単位
(二) 要介護 2	(二) 要介護 2	15,318単位
(三) 要介護 3	(三) 要介護 3	22,283単位
(四) 要介護 4	(四) 要介護 4	24,593単位
(五) 要介護 5	(五) 要介護 5	27,117単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	(一) 要介護 1	9,391単位
(二) 要介護 2	(二) 要介護 2	13,802単位
(三) 要介護 3	(三) 要介護 3	20,076単位
(四) 要介護 4	(四) 要介護 4	22,158単位
(五) 要介護 5	(五) 要介護 5	24,433単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護 1	(1) 要介護 1	570単位
(2) 要介護 2	(2) 要介護 2	638単位
(3) 要介護 3	(3) 要介護 3	707単位
(4) 要介護 4	(4) 要介護 4	774単位
(5) 要介護 5	(5) 要介護 5	840単位
注 1～6 (略)	注 1～6 (略)	
7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する 指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用 される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所 を除く。）又はその一部として使用される事務所の小規模 多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を	(新設)	

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) （一）所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （二）所要時間4時間以上5時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （三）所要時間5時間以上6時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （四）所要時間6時間以上7時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （五）所要時間7時間以上8時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （六）所要時間8時間以上9時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) （一）所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) （一）所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （二）所要時間4時間以上5時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （三）所要時間5時間以上6時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （四）所要時間6時間以上7時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （五）所要時間7時間以上8時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 （六）所要時間8時間以上9時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2 (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) （一）所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 b 要支援2
474単位 525単位 496単位 550単位 740単位 826単位 759単位 849単位 859単位 959単位 886単位 989単位 428単位 475単位	473単位 523単位 495単位 548単位 738単位 824単位 757単位 846単位 856単位 956単位 883単位 986単位 427単位 474単位

(一) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>448単位</u>	a 要支援 1	<u>447単位</u>
b 要支援 2	<u>497単位</u>	b 要支援 2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>666単位</u>	a 要支援 1	<u>664単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>	b 要支援 2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>683単位</u>	a 要支援 1	<u>681単位</u>
b 要支援 2	<u>761単位</u>	b 要支援 2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>771単位</u>	a 要支援 1	<u>769単位</u>
b 要支援 2	<u>862単位</u>	b 要支援 2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>796単位</u>	a 要支援 1	<u>794単位</u>
b 要支援 2	<u>889単位</u>	b 要支援 2	<u>886単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)		□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>247単位</u>	(一) 要支援 1	<u>246単位</u>
(二) 要支援 2	<u>261単位</u>	(二) 要支援 2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>259単位</u>	(一) 要支援 1	<u>258単位</u>
(二) 要支援 2	<u>273単位</u>	(二) 要支援 2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>412単位</u>	(一) 要支援 1	<u>411単位</u>
(二) 要支援 2	<u>435単位</u>	(二) 要支援 2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>423単位</u>	(一) 要支援 1	<u>422単位</u>
(二) 要支援 2	<u>446単位</u>	(二) 要支援 2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>483単位</u>	(一) 要支援 1	<u>482単位</u>
(二) 要支援 2	<u>512単位</u>	(二) 要支援 2	<u>510単位</u>

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要支援1

499単位

(二) 要支援2

528単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要支援1

498単位

(二) 要支援2

526単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

- 3 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。
- 4 (略)
- 5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型介護予防サービス基準第27条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- 3 (略)  
(新設)

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(1) 入浴介助加算(I)

40単位

(2) 入浴介助加算(II)

55単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(I)

100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II)

200単位

8 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき27単位を所定単

(新設)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位

位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注11において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は

数に加算する。

7 (略)

(新設)

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニ

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき15単位を所定単位数に加算する。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

三・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算と

ング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算(I)	150単位
(2) 口腔機能向上加算(II)	160単位

（削る）

（削る）

（削る）

して1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

（新設）

（新設）

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

（新設）

（新設）

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記

(削る)

(削る)

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

15～17 (略)

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回

録していること。

三 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

11～13 (略)

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回

につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)	22単位
(2) サービス提供体制強化加算(II)	18単位
(3) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位

## 二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ホ (略)

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

### イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1	3,438単位
（二）要支援2	6,948単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1	3,098単位
（二）要支援2	6,260単位

につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(3) サービス提供体制強化加算(II)	6 単位

## 二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

### イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1	3,418単位
（二）要支援2	6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1	3,080単位
（二）要支援2	6,224単位